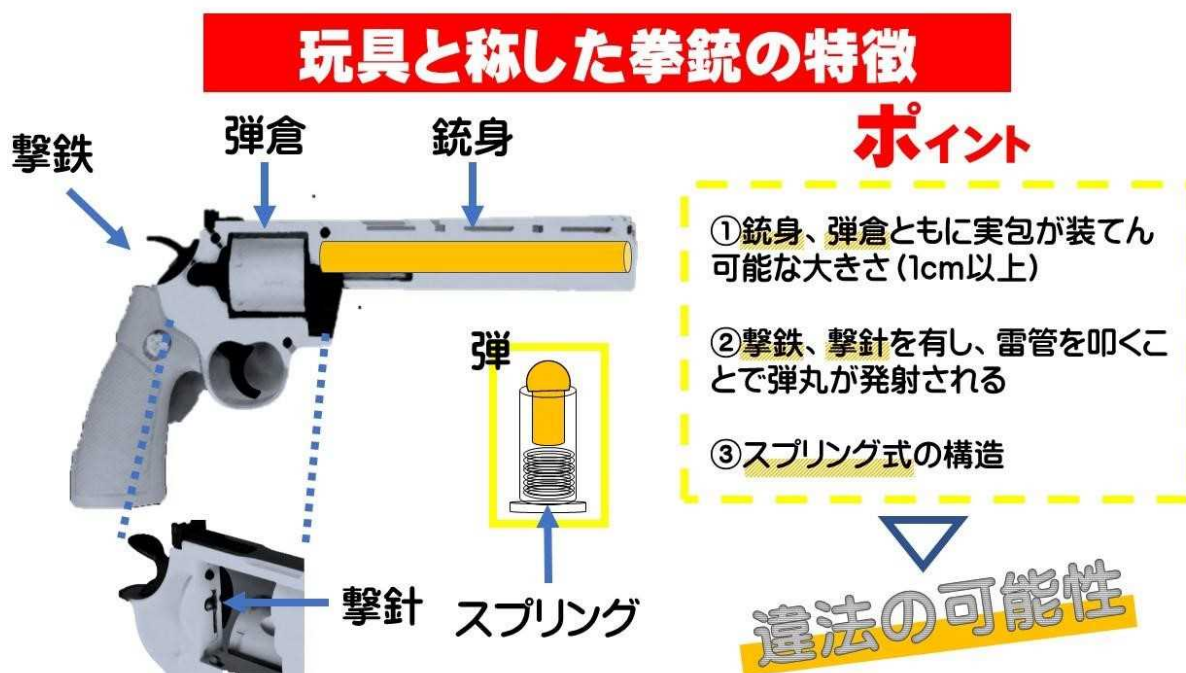


玩具と称した拳銃について

以下の特徴を有する玩具と称した拳銃は、銃刀法上の「拳銃」に該当し、所持すると銃刀法違反として取締りを受ける可能性があります。



～玩具と称した拳銃の特徴（詳細）～

- 銃身、弾倉ともに弾が装てん可能な大きさである（約 1 c m）
- 実包の薬莖に模したプラスチック型の弾が付属している
（※ 弾の中には、スプリングが内蔵されており、スポンジ・プラスチック製の弾頭を飛ばす仕様）
- 撃鉄、撃針を有し、撃針（雷管を叩く針）が弾の雷管（後端部）を叩くことで弾丸が発射される構造である
- 実在する拳銃がモデルとなっているものが多い